

京都大学	博士（文学）	氏名	呉 明浩
論文題目	唐宋変革期の国家と経済—唐代の財政・税法・貨幣をめぐって		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は序論、本論四章、結語より成る。</p> <p>序論「唐宋期の専制国家像から考える」では、唐宋変革期の研究が今日細分化し、巨視的な関心が低調であることを指摘したうえで、「宋代の中央集権化」というテーゼの有効性に疑問を投げかけ、渡辺信一郎ら中国史研究会の財政史研究に着目しつつ、同グループが地方財政の存在を軽視していると批判する。さらに、中国の学界では唐代財政の実証的研究こそ進んでいるものの、それを国家支配の問題に結びつける志向が希薄であり、やはり地方が重視されていないことを指摘する。そうしたなかで宋代以降の地方財政に注目した岩井茂樹、包偉民の研究に示唆を得て、地方独自の財政的立場や国家による経済統合に対する社会の反応の面から唐宋の国家支配の特質に迫ろうとする。</p> <p>第一章「唐前期の支度使—藩鎮財政権力の一考察」は、藩鎮財政の起源において支度使が果たした役割を究明しようとするものである。第一節「行軍の中の支度使」では、唐初の行軍の中にすでに支度使が存在していたことを指摘し、第二節「軍鎮時代の支度使」では、臨時の行軍が駐屯軍に転じたのに伴い、武周期以降、隴右・河西・北庭・安西・河北・河東等において諸軍の財務を統括する支度使が常設されたことを数点の墓誌銘の記述によって確認し、このような軍鎮の財政管理の統一こそが節度使誕生の端緒となったとする。第三節「道支度使と節度使」では、武周朝建立前後の関内道支度使の初出例は行軍支度使の誤りであり、実際の初出は開元八年に亡くなった田瑀の「関内道營田支度使判官」であることを示し、道支度使は神龍年間（705-707）に河北道、ついで景雲元年（710）に河西道、開元初年に河東・関内・隴右・劍南道にも置かれたとする。多くの場合支度使のほうが節度使より先行して設置されたことは、道支度使の重要性を示しており、節度使はこれを兼務することで、道内の軍鎮・州県の軍事財務を監督する権限を手中にすることができたとする。最後に、李錦繡の勾徵帳研究を引用し、支度使の権限が軍事財務を越えるものではなく、比較的自立していた州財政に対して監督権限を持っていなかったのではないかとする。</p> <p>第二章「楊炎の「量出以制入」と両税法の成立再考」では、中国前近代税法史上の分水嶺をなす両税法を考案した楊炎の「量出制入」に対する先行研究の解釈を批判し、新たな解釈を施したうえで、両税法成立の意義について再考する。第一節「楊炎の財政改革計画と「量出以制入」」では、「量出以制入」が見える楊炎の大暦十四年（779）八月の上奏を、財政全般の改革を目指したもので、支出とは無関係であるとしたうえで、「量出以制入」の前にある「百役之費」を従来のように支出の意に解す</p>			

るのではなく、「民に服役させて人力を消耗する」と解釈し、「量出以制入」は民の担税力を量って財政収入を確定することであるとする。「出」に支出だけではなく、担税力に応じて財と人力を供出するという用法があることを他の史料によって傍証しつつ、租庸調制下の「出」が固定的人頭税の性格をもつのに対し、楊炎の提案の「出」は財産額によって変動する税負担の性格をもつとする。そして、これまで楊炎の「量出以制入」の解釈に援用されてきた陸贄の上奏に見える「量出為入」の「出」は支出を意味するものの、上奏全体をみれば両税法とは関係がないとし、「支出をもって収入を定める」という財政思想自体は漢代にも見られ、『資治通鑑』の両税法関係記事が「出」を誤解したのもこの思想に影響されたのだろうと推測する。第二節「楊炎の意図と両税法成立の過程」では、楊炎の提案から翌年二月一日の施行に至るまでの過程を計画・予備・実施の三段階に分けたうえで、実施段階に至るまでに雑徭の処置、両税額の確定方法において変化が生じたことを指摘し、その変化の原因を大暦十四年の州府における戸籍作成の失敗に求める。同年十一月に出された州府の造籍の停止を命じる詔に、著者は中央と地方の税収の分配をめぐる葛藤を見出す。すなわち、造籍は中央の増収を図る両税三分制を前提として行われたが、地方政府は中央への上供分を減らし、自らの保留分を守るために戸口の隠匿を図り、中央はこれを問題視して造籍が停止されたと解釈するのである。また、翌年正月に中央から黜陟使が派遣されて地方の長官とともに民戸の丁数と財産によって定税作業を行った目的は地方との両税配分の検討にあったとする。さらに、当初予定されていた雑徭の賦税化が見送られたのも、雑徭を徴収する地方の財政権を弱めようとした中央の営為の挫折を意味するとする。つまり、楊炎の構想のうち実現したのは、中央の税収の増加のみで、地方の既得利益の多くは保持されたままだったのであり、両税法の成立を中央集権化の方向に位置づける従来の説を否定する。

第三章「唐代両税法の基本構造とその変容―「均の理念」の視点からみる」では、両税法の基本構造の一環をなす定額制（各州が大暦年間（766-779）において徴収した最高額の錢穀を新税法における収取額として定める）による徴収が実際に各戸にどのように割り当てられたかを解明する鍵は史料に出てくる「均」の理解にあるとして、陸贄「均節賦税恤百姓」、元稹「同州奏均田状」の分析を中心として、宋代に及ぶ「均」の理念の展開を追究する。第一節「建中両税法の基本構造」では、両税の定額制と税額分配を示す建中元年（780）二月の起請条に見える「両税」に対する先行研究の解釈の矛盾を突き、陸贄の貞元十年（794）の上奏の分析から、起請条の「両税」は両税錢のみを指し、両税斛斗は含まないことを確認した後、同じ上奏で陸贄が両税斛斗の税額の固定化を提案していることから、貞元四年以後の三年ごとの資産による税の等級の変動は両税錢のみならず斛斗の部分をも勘案したものであるとし、さらに各州における斛斗の徴収額は両税法実施当初から州別に設定されていた毎畝税率

に大暦十四年の墾田額を掛けたものであって、銭額と斛斗の算定根拠は異なっているものの、各戸の財産の等級化により割り当てる、「差等の均」という発想では共通するという。第二節「両税法基本構造の変容」では、上述の貞元四年の規定は実際には遵守されなかったが、そうしたなかで元稹が同州において田地の所有状況を確認したうえで斛斗元額の再分配（「均平」）を行ったことを取り上げ、斛斗の税額分配が田地を含む資産の多寡から田地の肥瘠によって決められるようになったことを意味すると評価する。唐末五代にかけて、江南では銭額の部分も田地の等級によって税額が分配されるようになったが、華北ではそうした記録が残っていない。華北で田地の等級による「均」が実施されたかどうかについて先行研究では見解が分かれているが、これを解決するには後周世宗期の「均田」の理解が必要だとして、これを後唐明宗期の措置を継承するものだとする周藤吉之説に反論し、世宗は元稹を直接参照して田地の等級により均税を実現し、これが北宋代に受けつがれたとして、宋仁宗期の方田法によってこの方式が華北に導入されたとする島居一康説を否定する。そして、方田法と王安石の方田均税法、南宋の經界法が隠匿田地の検出を越えるものではなかったとして、両税の基本構造の変化に触れた元稹・世宗の改革の歴史的意義を確認し、労働力の役使が「均」の理念によりいかに変容したかを探ることを今後の課題として提示する。

第四章「唐代における銅銭流通の問題—前半期の銭荒と私鑄の再検討」では、唐代の「銭荒」（銭不足）現象について私鑄銭というファクターが宮澤知之ら少数の研究者を除けばこれまでほとんど考慮されてこなかったと指摘し、銅銭の不足を疑問視し、唐代前半の銭荒と私鑄について再考する。第一節「銭荒と伝統的な貨幣数量論」では、物価下降の原因を「銭重」に求め、それが銭不足によって引き起こされているとする唐人の認識は『管子』の「輕重論」に発するとし、その誤りが後世の研究者にも引き継がれていることを指摘し、白居易の「進士策問」はかかる認識に疑問を投げかけているとみる。第二節「唐前期私鑄銭の価値と銅貴」では、乾封元年（666）の「大銭」（＝開元通宝10枚に当たる）を鑄造し、翌年に開元通宝の廃止が予定されていたことは、政府が私鑄銭に開元通宝と同等の交換価値を認めたことを意味するという宮澤知之の指摘に注目し、高宗初年には私鑄銭が民間で信用を持っていたとする。そして、銅銭の実質価値を考えるのが重要であるとして、建中元年の戸部侍郎韓洄の上奏で言及される江淮七監、洛源監の官銭1枚当たりの「工用・転送之費」がそれぞれ約0.67文、約0.47文であること、『通典』に見える天宝年間（742-756）の開元通宝鑄造の銅・鉛・錫の使用量から導きだされる銅の含有率83.3%と天宝六年の銅の官価1斤当たり120文で換算した場合の銅の含有率の一致をみれば杜佑のいう1貫当たりの原料費750文は銅の官価で原料費を計算していた可能性が高いことから、江淮七監、洛源監の鑄造の総コストはそれぞれに0.75文を足した約1.42文、約1.22文である

とする。開元末年の銅の市価160文によって推算すれば、官錢1貫の素材価値のうち銅価は832文、これに鉛・錫の価値を126文として加えると958文になり、官錢1枚当たりの原料価値は杜佑の750文より208文多いことから、江淮七監、洛源監で鑄造された官錢の民間からみた実質価値は1枚当たり上記の1.42、1.22にそれぞれ0.208を足した約1.628文、約1.428文になるとして、開元末年以降の民間の認識では官錢の実質価値は名目価値より約50%高かったと推論する。一方、私鑄錢の実質価値については、私鑄が盛んにおこなわれた江淮地域の状況を考えればよいとして、私鑄錢の場合官錢のように京師への輸送は行われないので、輸送費1枚当たり0.3文を引くと1.328文となり、官錢よりコストを下げるには1貫当たり328文を銅の市価1斤160文で割った2.05斤以上の銅を減らせばよいことになるとする。つまり、開元通宝1貫当たりの銅6.25斤から2.05斤を引いた4.2斤以下であれば私鑄しても採算が合うことになる。第三節「私鑄錢の規模と盛行の原理」では、高宗初期には銅価安によって官錢を模倣した私鑄の好錢が鑄造されたが、その後私鑄錢の数量が膨張して流通の主要部分を占め、銅価が上昇すると、官錢との品質差は大きくなり、永淳元年（682）には私鑄錢の罪は流刑から絞刑に改められたとする。さらに、武周末期には良質の私鑄錢はもはや存在なくなり、開元六年（718）には官錢の規格に合わない銅錢の行用が禁止されたが、民間の反発を招いた。このことは質がかなり悪い錢が安定的に行用されていたことを示しているとする。天宝中期に至り、私鑄錢と官錢の比価の関係に変化が生じたが、私鑄錢の流通が市場の安定を保證していたことに変わりはなく、天宝十一載（752）の私鑄錢の回収は市場の混乱を招き、勅令は撤回された。結局、唐人が官錢と同じ価値をもつと見た私鑄錢の重さの最低限は1貫当たり4斤余であるが、そもそも漢から隋の五銖錢の重さは1貫当たり4～4.5斤の間にあり、民間にはこのイメージが深く刻みこまれていて、開元通宝による増量はかえって私鑄錢の盛行の原因となったとする。最後に、従来の研究が否定的にとらえてきた私鑄錢が社会経済発展の原動力となり、「錢重物輕」が史料に現れる玄宗期に至っても私鑄錢によって市場の需要が満たされていたことを確認し、唐後半期の私鑄錢、短陌・銷錢鑄器の盛行の再検討を今後の課題として挙げる。

結語では、本論の内容をまとめたうえで、唐宋変革期の専制国家支配のあり方を探究するために地方政府と社会が各自果たしていた役割を重視して考察した初の試みであると自己評価を下したうえで、未解決の課題もなお多いとして、とくに五代から宋代にかけての事情を深く考察する必要があると述べて筆を擱く。

(論文審査の結果の要旨)

唐代と宋代の間に大きな変革が存在したことは、日本だけでなく、今では中国でも認められつつあるが、国家による支配の様態の変化について構えの大きい議論が見られなくなって久しい。唐代の支配層のエスニシティを強調する研究は活況を呈しているが、それらは唐朝国家支配の本質に迫るものにはなっていない。著者は、そうした学界状況の中で、専制国家の支配の特質を財政から探り出そうとする日本の渡辺信一郎ら中国史研究会グループの研究姿勢に共感すると同時に、同グループの研究が「国家財政」に焦点を合わせるあまり、「地方」の従属性を強調しすぎると批判し、宋代以降において地方の財政分権の存在を指摘した包偉民(2001)、岩井茂樹(2004)の研究を参照して、唐代における「地方財政」の問題に取り組んでいる。

また、本論文の半ばを占める両税法についての研究には中国・日本双方で膨大な蓄積があるが、限られた史料の解釈をめぐる甲論乙駁は一部の専門家以外にはなかなか理解しがたいものであり、そもそも論争自体が膠着状況にある。唐代財政史については、中国で陳明光(1991)、李錦繡(2007)といった専著が出ており、制度的な輪郭を精緻になぞってはいるものの、専制国家の支配の性格を考えるとといったものではない。本論文は、先行研究の交通整理を行ったうえで、両税法や銭法に関する史料を構造的に読み直すことによって、従來說と大きく異なる新説を打ち出し、これらの問題を財政・税法史の大きな転換の中に位置づけようとする野心作である。

とくに大胆な議論を行っているのが、第二章と第四章である。第二章では、両税法において大きな意義が認められてきた「量出制入」の「出」を政府の経費・支出とみるのではなく、民の担税力を示すという前人未発の見解を打ち出す。そして、両税法の展開を楊炎の構想→計画段階→実施段階に切り分けて整理したうえで、楊炎の当初の構想が地方の抵抗に遭って挫折したとして、両税法を中央集権化の方向でとらえる従來說を真っ向から否定する。第四章では、唐代における銭荒(銭不足)を前提としてきた議論に対して、限られた史料を最大限に活用して私鑄銭と官銭の実質価値を推定したうえで、私鑄銭が漢から隋の五銖銭の重量1貫当たり4~4.5斤の品質を維持する限り、民間では信用を持ち、唐代前半の経済流通を支えていたという新たな歴史像を提示した。いずれも、史料のほとんどが中央政府の政策に関するものであるために見えにくくなっている地方財政・民間経済を可視化するという困難な作業に果敢に挑戦したものである。

著者の議論の基礎となっているのは、先行研究が拠って立つ同時代ないし時代の近い人々の認識をも疑ってかかるという姿勢で、第二章では両税法に関する『資治通鑑』の記事、第四章では唐人の銭不足に対する認識を誤りと断じ、それぞれが『周礼』の言説や『管子』軽重篇に発する物価観に影響されたものだろうとする。しかし、前者は推測にとどまり、後者については、著者が言うように私鑄銭が市場に十分に流通していたのであれば、銭不足という言説がなぜ出てくるのかが説明されてい

い。とはいえ、その清新な議論のインパクトによって、第二章の基礎となった論文は学会賞を受けている。

第一章は、早くも唐初に行軍に置かれた度支使が辺境におかれた複数の軍鎮を管理するようになり、さらに道支度使へと転じ、節度使がこれを兼任するようになった過程を描く。支度使に関する史書の記述は断片的だが、著者は新出墓誌銘を援用し、初期の支度使の様相を浮かびあがらせ、藩鎮権力の成立に財務が持つ重要性を示した。本章のもとになった論考は中国の代表的学術誌である『唐研究』への掲載が決まっており、著者の研究が中国でも認知されていることを示している。本論文の主題である地方財政という観点から、第二章との接続が示されていれば、なおよかったであろう。

また、第三章は「差等の均」というコンセプトのもとに、両税法成立後宋代に至るまでの課税の均等化を、有名な陸贄の「均節賦税恤百姓」、元稹の「同州奏均田状」を読み直すことで、新たな文脈の上に位置づけたものであり、華北における後周世宗の均田改革、江南における田地等級による均税が宋朝のもとで合流していく筋道を示した点に価値がある。

構えの大きな論文だけに、未完の部分もなお多い。著者自身が今後の課題としているように、両税法成立後の時代の財政における中央と地方の関係が検討されておらず、これでは中国史研究会の「中央財政への地方財政の回収」という論点を乗り越えたことにはならない。また、財政と言いながら、著者が論じているのは収入しかも両税収入だけであり、渡辺が独自の地方的収入とみなす公用錢、そして支出をトータルに考察しているのとは対照的である。第四章では、漢から隋にかけて発行された五銖錢の重量をもつ私鑄錢であれば民間で信用を得ることができたという興味深い論点を提出しているものの、その前段における私鑄錢の鑄造コストの算出に時期（天宝と建中）の異なる史料のデータを断りなく加算する、官錢と私鑄錢の生産技術に大きな違いはないとする根拠を示さないなど、推論の前提が詰められていない。本論文全体にわたって、そうした記述が散見する。より周到な行論がなされるべきであった。

このように、論じられていない部分や荒削りなところを残すとはいえ、史料の解釈、研究の構想において、学界に刺激をもたらすものであることは間違いない。著者が地方財政や貨幣の問題についてさらに検討を進め、序論で掲げている課題に十分に答えることができれば、宋代史以降の議論と接続し、さらに大きなインパクトを学界に与えることも可能となろう。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2022年2月18日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。